

第1章

プランの作成にあたって

第1章 プランの作成にあたって

1 趣旨と目的

少子高齢化や本格的な人口減少の進行に伴う社会経済の低迷など、私達を取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような社会の大きな変化に柔軟に対応していくためには、すべての人の人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができるような多様性を認め合う社会の実現が求められます。

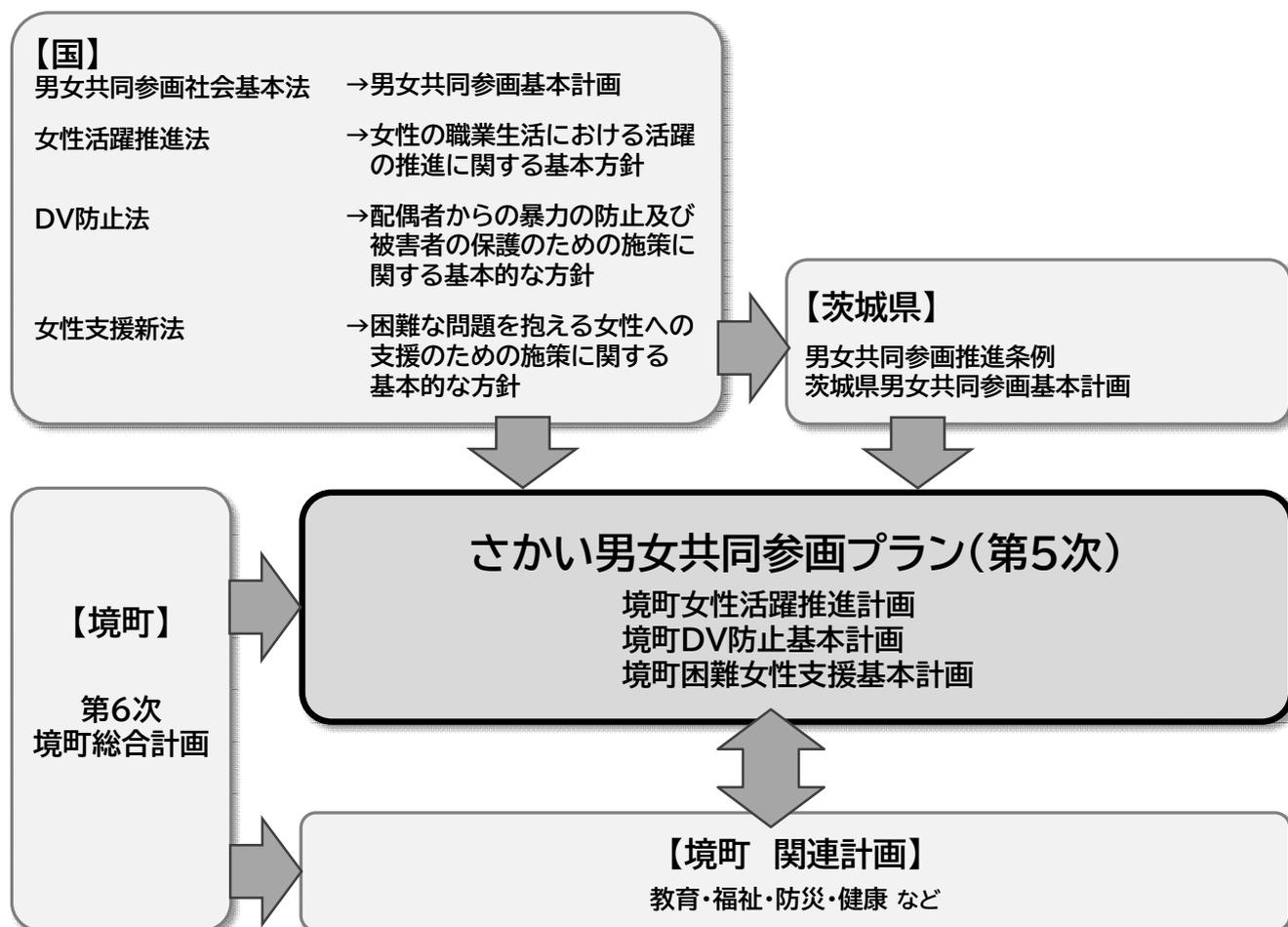
国では、男女共同参画社会の実現に向け、平成11(1999)年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、平成12(2000)年12月には「男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、5年ごとに計画の見直しが行われ、現在は令和2(2020)年12月に策定された「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策が進められています。

境町では、男女が共に生き生きと暮らせる社会づくりを目指し、平成16年に「さかい男女共同参画プラン」を策定し、以来、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や環境整備など、様々な取組を推進してきました。その結果、男女共同参画社会の実現に向け一定の成果がみられたものの、その一方で、固定的な性別役割分担意識が社会の様々な場面にいまなお残っています。また、女性の職業生活における更なる活躍の推進、男女共同参画の視点に立った防災対策や男女間のあらゆる暴力に関する問題等、男女共同参画に関する様々な課題が、今後も解決が求められています。

このような中、令和7年度を目標年度とする「さかい男女共同参画プラン(第4次)」の期間満了にあたり、男女共同参画社会の実現に向けた新たな課題に対応するため、男女がそれぞれの個性と能力を認め合い尊重し合う、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に推進するための指針として、「さかい男女共同参画プラン(第5次)」(以下、「本プラン」という。)を策定しました。

2 プランの位置づけ

- (1) 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画基本計画」であり、本町が男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に進めていくために、施策の方向性を具体的に示す基本計画です。
- (2) 本プランでは、以下の3計画を一体的に策定します。
 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
 2. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
 3. 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）第8条第3項に基づく「市町村基本計画」
- (3) 本プランは、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」との整合性を図ります。
- (4) 本プランは、男女共同参画が家庭、学校、地域、職場などあらゆる分野に関連する課題であることから、町の最上位計画である「第6次境町総合計画」に基づき、男女共同参画の視点に立って、各分野の事業一体になり事業を展開しています。



3 プランの期間

本プランの期間は、令和8年度から令和12年度の5か年とします。ただし、社会状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合は、随時見直すこととします。

令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
第6次境町総合計画 前期基本計画				第6次境町総合計画 後期基本計画					
さかい男女共同参画プラン(第4次)									
				策定	さかい男女共同参画プラン(第5次)				

4 本プランとSDGsについて

SDGs（エスディーゼズ：持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、持続可能でより良い社会の実現を目指す国際目標です。SDGsでは、「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」など、17のゴール（目標）とそれを達成するための169のターゲットが設定されています。この中の一つである「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」は、すべてのSDGsを達成するために不可欠な視点であるとされています。

国では、平成28（2016）年に、内閣に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、実施指針として、地方自治体の計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

本プランにおいては、本町における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえるとともに、SDGsの視点を取り入れながら、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 プランの策定の社会的背景

1 世界の動き

年	内容
昭和50(1975)年	国際婦人年世界会議開催 ガイドラインとして「世界行動計画」が採択され「国連婦人の10年」の設定「平等・開発・平和」を目標に女性の地位向上のための取組が開始
平成7(1995)年	第4回世界女性会議(平等、開発、平和のための行動)開催 各国政府の女性政策の指針を示した北京宣言及び行動綱領が採択
平成12(2000)年	国連特別総会(女性2000年会議)開催 「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」が採択
平成18(2006)年	東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京) 「東京閣僚共同コミュニケ」が採択
平成19(2007)年	第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」が採択
平成22(2010)年3月	第54回国連婦人の地位委員会(北京+15記念会合)開催 「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価について、宣言及び決議が採択
平成22(2010)年7月	新たな機関(UN Women)を設置する決議が、国連総会で採択 国連婦人開発基金(UNIFEM)、女性の地位向上部(DAW)、ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室(OSAGI)国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)を統合
平成23(2011)年	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連女性機関(UN Women)が発足第58回国連婦人の地位委員会
平成26(2014)年	第58回国連婦人の地位委員会 自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案が採択
平成27(2015)年	国連で持続可能な開発サミット開催 国連で持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)採択。ジェンダー平等が目標5に掲載
平成28(2016)年	G7伊勢・志摩サミット開催 女性の能力開発のためのG7行動指針、女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)に合意
平成31(2019)年	W20サミット開催 「女性の経済的エンパワーメントの促進」をテーマにセッション
令和3(2021)年	「Generation Equality Forum」(ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム)開催
令和5(2023)年	「G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」開催

2 国の動き

年	内容
昭和50(1975)年	総理府に「婦人問題企業推進」「婦人問題担当室」設置
昭和60(1985)年	「男女雇用機会均等法」「女子差別撤廃条約」批准 国民年金法改訂(女性の年金権保証する国民年金法改訂)
平成6(1994)年	総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」 「男女共同参画推進本部」設置
平成11(1999)年	「男女共同参画社会基本法」公布、施行 男女共同参画社会の実現が重要な課題として位置づけ
平成12(2000)年	「男女共同参画基本計画」策定 基本法の理念を達成するための施策や取組を推進するために策定
平成13(2001)年	「男女共同参画局」「男女共同参画会議」内閣府に設置 基本的な政策及び重要事項の調査審議を行う等推進体制が強化 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)制定
平成15(2003)年	「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」制定 国、県、市町村及び事業主が一体となって、少子化対策を集中的、計画的に推進
平成16(2004)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定
平成17(2005)年	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 平成32(2020)年までを見通した施策の基本的方向と平成22(2010)年度末までに実施する具体的施策の内容が提示 「改正育児・介護休業法」施行 契約社員ら有期雇用労働者も育児・介護休業の対象
平成19(2006)年	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「改正男女雇用機会均等法」施行
平成21(2009)年	「育児・介護休業法」改正
平成22(2010)年	「男女共同参画基本計画(第3次)」策定
平成24(2012)年	「『女性の活躍推進による経済活性化』行動計画～はたらくなでしこ大作戦」決定
平成26(2014)年	「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置、「すべての女性が輝く社会づくり本部会合」開催 様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につなげる目的

年	内容
平成27(2015)年	「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」 公布・施行 自らの意思で働くことを希望するすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性が仕事で活躍する」といった内容を事業主に対して義務化
平成27(2015)年	「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定
平成28(2016)年	改正「男女雇用機会均等法」公布
平成28(2016)年	G7伊勢・志摩サミット開催 「女性の能力開発のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意
平成28(2016)年	「国際女性会議(WAW!)」(WAW! 2016)開催
平成29(2017)年	「育児・介護休業法」改正 育児休業時間の延長や男性の育児参加を促進するための育児目的休暇の新設が規定
平成29(2017)年	刑法改正 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等
平成30(2018)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定
令和元(2019)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正
令和2(2020)年	「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」 閣議決定 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定
令和3(2021)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 国・地方公共団体は、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントへの対応など環境整備の施策強化
令和4(2022)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布、「AV出演被害防止・救済法」公布・施行 様々な困難を抱えた女性が、その人権を尊重され、安心かつ自立して暮らせるように、国及び地方公共団体が関係機関及び民間の団体との協働により、必要な支援
令和5(2023)年	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現が目的 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 接近禁止命令の対象拡大(精神的なDV)、接近禁止命令違反の厳罰化、等
令和6(2024)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行

2 茨城県の動き

年	内容
昭和53(1978)年	「茨城県生活福祉部青少年婦人課」設置 男女共同参画への県の取組開始
昭和55(1980)年	「第2次県民福祉基本計画」に「婦人の福祉の向上」を位置づけ
平成2(1990)年	知事を本部長とする「女性対策推進本部」設置
平成3(1991)年	「いばらきローズプラン21」を策定 「いばらきローズプラン21推進委員会」と庁内の「茨城県女性対策推進本部」を設置
平成6(1994)年	県庁に「女性青少年課」設置
平成8(1996)年	「いばらきハーモニープラン」策定 男女のよりよいパートナーシップ確立が基本理念
平成12(2000)年	「いばらきハーモニープラン後期実施計画」策定
平成13(2001)年	「茨城県男女共同参画推進条例」施行 「茨城県男女共同参画審議会」設置、「茨城県男女共同参画推進本部」とする推進体制が整備
平成14(2002)年	「茨城県男女共同参画基本計画」「茨城県男女共同参画実施計画」策定 「男女共同参画苦情・意見処理委員会」設置 苦情やその他の意見を処理
平成16(2004)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」策定
平成17(2005)年	「女性プラザ男女共同参画支援室」開設
平成18(2006)年	「茨城県男女共同参画実施計画」策定
平成23(2011)年	「茨城県男女共同参画基本計画(第2次)いきいきいばらきハーモニープラン」策定
平成28(2016)年	「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)」策定
平成29(2017)年	「茨城県女性活躍推進計画」策定
平成30(2018)年	女性青少年課を女性活躍・県民協働課に再編、知事公室から県民生活環境部に組織替
令和元(2019)年	「茨城県男女共同参画推進条例」一部改正 性的少数者への不当な差別的取扱いの禁止等 「いばらきパートナーシップ宣誓制度」施行
令和2(2020)年	「女性プラザ」と「女性プラザ男女共同参画支援室」の機能を一元化し 「男女共同参画センター」を設置 「男女共同参画センター」を「ダイバーシティ推進センター」に改称
令和3(2021)年	「茨城県男女共同参画基本計画(第4次)」を策定
令和4(2022)年	「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」を制定
令和6(2024)年	「茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定

4. 境町の動き

年	内容
平成4(1992)年	積極的に女性行政を取り組むことの必要性から、教育委員会生涯学習課において、女性対策事業を推進 「女性対策推進委員会」を設置し、「男女学セミナー」を開催
平成8(1996)年	教育委員会生涯学習課に「女性行政担当」を設置 「男女共同参画型社会」実現のための講演会・学習会の開催による、普及啓発
平成11(1999)年	「男女共同参画社会基本法」の制定を受けて「女性対策推進委員会」を 「男女共同参画推進委員会」に名称を変更 より一層の施策推進
平成13(2001)年	「男女共同参画に関する住民意識調査」の実施 「中学生・高校生」「職員等」を対象にした「意識調査」を実施し、男女共同参画プラン策定のための各種基礎資料として分析、プランの策定を推進
平成16(2004)年	「さかい男女共同参画プラン」策定 総合的な施策の推進
平成23(2011)年	「さかい男女共同参画プラン(第2次)」策定 計画期間終了に伴い、社会環境や住民意識を反映
平成28(2016)年	「さかい男女共同参画プラン(第3次)」策定 計画期間終了に伴い、より一層の施策の推進に取り組むために、社会環境や住民意識を反映
令和3(2021)年	「さかい男女共同参画プラン(第4次)」策定
令和8(2026)年	「さかい男女共同参画プラン(第5次)」策定 第5次プランから「境町女性活躍推進計画」「境町DV防止基本計画」「境町困難女性支援基本計画」を包含